

ハッピー メール

HAPEE MAIL

Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

公益財団法人ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47

TEL : 082-248-1400 FAX : 082-242-8628

ホームページ: <http://www.hiwave.or.jp/HAPEE/>

本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

国際ビジネス支援センターでは上海事務所のほか海外ビジネスサポーターを10都市に開設し、毎月皆様への現地レポート紹介や県内企業の海外ビジネスの支援を行っています。隔月リレー方式で「今月のレポートプラスワン情報」として上海事務所のほか10都市と海外ビジネスサポーターをクローズアップしています！

今月のレポートプラスワン情報

ニューヨーク ビジネスサポーター 今泉 江利子

自己紹介 今泉 江利子

こんにちは、NYの
ビジネスサポーターの
今泉江利子です。

2004年に日本の中
小企業の海外進出をサ
ポートするIZUMI ビジ
ネスソリューションズ
を設立し、2009年か
らひろしま産振構のビ
ジネスサポーターを担
当しています。

すでにアメリカに住んで25年、「もう人生の半分以上が米国ですか」と聞かれて返答に困るこのごろです。アメリカはとても広い国。東西南北で人種も気質も違うので、NY すれしなように旅行を心がけています。



アメリカ ニューヨーク こんな国こんな都市

誰でも知っているアメリカ合衆国。米国総人口3億1400万人のうち日本人居住者は39万人に不足。けれども米国人口増加率の0.7%に対して日本人居住者の増加率は年間2%です。全体から見れば0.1%の日本人人口ですが、日本文化の席卷は目に見えるものがあり、それに伴って日本からの移民も増えています(反対かもしれませんが)。また都市の中で日本人人口が一番多いのはロサンゼルス、次がニューヨーク。ともに9万5千人程度の日本人が住んでいますが、ロスの日本人居住者の特徴は永住者、対するNYは長期滞在者(駐在員とその家族)が主流です。特記すべきは、ロスの日本人人口が年間6%くらい増えていること。日本脱出の最初の都市はロスが多いのかもしれませんがね。あるいはロスで家族を持つ人が多いのかも。温暖な気候で雪が降らず零下になることもないロスはNYから見れば天国です。でも交通渋滞がひどいことで有名で、なんと朝5時から渋滞が始まるのがロスでの生活だそう。NYは郊外からゆったり必ず座れる通勤電車での通勤が普通です。両都市ともダウンタウンから1時間も郊外に出ればセーリングが楽しめ、森林浴ができる地域での居住が可能です。この辺は広島と似ているかもしれませんね。

会社概要



IZUMI
ビジネス・ソリューションズ

現地の専門家とのネットワークが鍵となる中小企業ビジネスマッチング。米国2000人のネットワークを駆使して、あらゆる企業とのキーマン担当者とのアポイント取りから、視察同行通訳、商談通訳、あるいは書面での初期市場調査をはじめ、米企業購買部担当者サーチ、ライセンス先サーチ、契約交渉、通訳、翻訳など、米国市場開拓、進出、マーケティングにかかわる様々なビジネスのサポートを担当します。既にそれぞれの市場で10年以上の経験のある信用できる現地コンサルタントのみを使い、日本の中小企業にとって最短の時間、最短のコストで描いたイメージの米国進出達成をお手伝いします。

HP : www.izumibusiness.com

マンハッタンの
グランドセントラル駅構内



グランドセントラル駅から45分特急電車に乗ったところで普通に見られる風景

※ 現地の経済動向情報の収集提供、展示会等への出展協力、ビジネスマッチング及び便宜供与などを行っていますが、現地におけるアテンドに必要となる経費は有料となる場合があります。～詳しくは国際ビジネス支援センターまで～

CONTENTS

今月のレポートプラスワン情報 【ニューヨーク】 … 1	大連「個人旅行の時代」 …… 5
海外レポート	バンコク「クーデター宣言」 …… 6
ニューヨーク「少数民族、女性経営者企業（MWBE）を 応援するアメリカ政府」 …… 2	ハノイ「ベトナム鉄鋼産業について」 …… 7
ジャカルタ「インドネシア、日本、さらなる観光振興へ」 2	台北「台湾での会社設立」 …… 8
ソウル「水ビジネスの海外展開を目指す 広島県企業」 …… 3	チェンマイ「2013年インド新会社法の概要について第三回」 8
重慶「第17回中国（重慶）国際投資及び全世界 購入大会」 …… 4	ホーチミン「ベトナムM&A③「事業範囲」（5回シリーズ）」 …… 9
上海「上海のライフスタイル」 …… 5	中国ビジネス Q&A 「PE 課税と短期滞在者の免税規定について」 11
	ハッピーからのお知らせ …… 12

★★★★★ 海外レポート ★★★★★

少数民族、女性経営者企業（MWBE）を応援するアメリカ政府

ニューヨーク ビジネスサポーター 今泉 江利子

先日、AWIB（Asian Woman in Business）というアジア人女性の起業家をサポートする NY の団体が主催する Procurement Conference for MWBE に参加しました。Procurement というのは「調達」「仕入れ」という意味で、政府や大企業が運営や事業に必要な商品やサービスを一般から調達するにあたり MWBE（Minority and Women Business Enterprises-少数民族、女性経営者の企業）からの調達を優先する、という制度を広めるためのイベントでした。

アメリカは“American Dream”という言葉が表すとおり、どんな少数民族、肌の色、性別にかかわらず、公平にビジネスができるようにさまざまな制度が整っています。政府や大企業は、信頼度、歴史があっても大企業や白人男性の企業だけと商売することは、アメリカの移民文化からみても控えることとされ、購買量に占める一定量以上は少数民族、女性経営者と取引をすることが求められているのです。企業への優遇措置としては、MWBE と取引した場合には一定額の税金控除が可能で、そのため、ジョンソンアンドジョンソン、



IBM などの企業がコンファレンスで自社企業をアピールし、その後参加した MWBE 経営者たちと何が調達できるかの個別面談をしていました。

購買量は絶大な額です。ニューヨーク市だけで年間 160 億ドルの購買量があり、このうち現在は 2.7%（4 億 3200 万ドル）しか MWBE に配分されていませんが、これを早急に 5%（8 億ドル）まで上昇させたい、というのがスピーチしたストリンガー NYC 会計検査官の意向でした。市や州の建設事業に

参加することも可能で、この制度を有利に使うために建設業の経営者が女性であることが珍しくありません。そしてこの制度を使うためには、まず MWBE としての認証を受ける必要がありますが、これはウェブ上で申込書に記入し、いくつかの補助資料を提出するだけで獲得でき、その後は積極的なマーケティング活動を経て、政府や大企業との取引を広げていくことができるのです。弊社も来月 MWBE の認証のための申し込みをする予定ですので、その後のことをまた将来レポートしたいと思います。

インドネシア、日本、さらなる観光振興へ

ジャカルタ ビジネスサポーター 松井 和久

インドネシアは4月の総選挙（議会議員選挙）を大きな混乱なく終え、7月9日に大統領選挙の投票が行われます。今年は選挙の年ですが、かつてのストハルト時代のような、社会的不安が増すのではない

かという心配は、もう過去のものとなった感があります。

東南アジアでは、タイで陸軍によるクーデターが起り、ベトナムでは反中国騒動が相次ぎました。

マレーシアは、マレーシア航空事故の影響を引きずっています。これらの国への観光客が減少するなかで、安定したインドネシアは、漁夫の利を得たかのように、東南アジアでの観光訪問先として一気に注目を集め始めました。

特に、アジアで最も影響力の大きい中国からの観光客が、タイなどからインドネシアへ訪問先を振り替える傾向が見られます。インドネシア観光創造産業省によると、中国からタイ、ベトナム、マレーシアへの渡航を取り止めた観光客は 20 万人に上ると推計されます。実際、2014 年 1～4月の中国からインドネシアへの観光客数は前年同期比 32.2%増となり、通年で昨年の 75 万人を上回る 100 万人の来訪を見込んでいます。ちなみに、2013 年の中国からタイへの観光客は 360 万人、マレーシアへは 180 万人、ベトナムへは 150 万人ですので、インドネシアへの観光客はまだ増える余地がありそうです。

バリ島を訪れる外国人観光客のトップはオーストラリアですが、中国は日本を抜いて、すでに 2 位となっています。インドネシア政府は、バリ島と他の観光地を結ぶツアー・パッケージを売り出す方針で、そのなかには、世界遺産のポロブドゥール遺跡やプ

ランバナン寺院群のあるジョグジャカルタに加えて、近年注目されるダイビングスポットのあるマナド、ワカトビ、ラジャアンパットなどの新しい観光地も含まれています。

一方、日本政府は、インドネシア人向けの短期入国ビザを免除する方向で検討し始めていますが、これを受けて、インドネシア側では日本への旅行ブームがさらにヒートアップしそうな気配です。昨今では、大阪（USJ）→富士山→東京（浅草・秋葉原）→ディズニーランドというゴールデンルートに飽きて、北海道などの人気急上昇しています。

加えて、若者を中心にバックパッカーとして日本を歩いて回るタイプの旅が急速に増えていると聞きます。原爆ドームのある広島は、そうした彼らの訪問先の一つとなっています。「原爆を落とされた広島がどのようにして大都市へ蘇ったのか」ということは、彼らの大きな関心事です。広島大学などで学んだ留学生の多くが今やインドネシアの大学で教鞭をとり、折にふれて広島の話をしていることも背景にあります。広島在住のインドネシア人留学生とも協力しながら、広島が多くの人々のインドネシア人観光客を受け入れることを願っています。

水ビジネスの海外展開を目指す広島県企業

シンガポール ビジネスサポーター 碓 知子

<過去最大のジャパン・パビリオン>

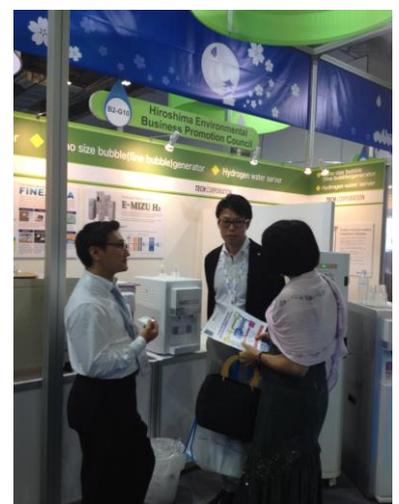
水ビジネスのハブを目指すシンガポールが 2008 年から開催しているシンガポール国際水週間。国際会議、ネットワーキングセッション、展示会など複数のイベントが開催され、世界中から水関連企業、専門家が集まります。今年は 6 月 2 日～4 日にマリーナベイサンズで開催。水エキスポには約 800 社が出展、来場者数は 181 の国・地域から約 2 万人に達しました。中でもジェットロ運営のジャパンパビリオンの出展者数は 31 社・団体と過去最高の規模。水関連技術の海外ビジネス展開に対する関心が高まっていることが窺えます。

<広島県からは 6 社が参加>

広島からは、ひろしま環境ビジネス推進協議会のイニシアティブで、6 社が出展しました。出展したのは、排水再利用施設の永和国土環境（株）、浮上油・浮遊物の回収、分離機器の広和エムテック（株）、下水パイプネットワーク設計ソフトウェアの（株）パ

イプデザイン、電解水生成装置など環境機械製造の（株）テックコーポレーション、土壌・地下水浄化事業などの（株）大橋商会、広島県と水・環境の総合事業会社「水 ing」の合併で設立された日本初の民間主体による水道事業運営会社の（株）水みらい広島です。

人目を惹いたのはテックコーポレーションのブース。洗浄・除菌・脱臭などの効果がある電解水生成装置やナノメートルサイズの泡を生成する機械、抗酸化力のある水素水を水道水からつくる水素水サーバー、生ごみリサイクル機器を実演展示。多くの



来場者が足を止めて説明に耳を傾けました。

＜アジア各国からバイヤー、水関連行政担当者が来場＞

水エキスポには自国マーケットのニーズにあった技術、商品を探しに、アセアン諸国、中国、インドなどのバイヤーや水関連行政担当者が来場。これらの来場者との会話で各国の情報が得られるのも展示会参加のメリットの1つです。

マレーシアからの輸入水に頼っていた原水供給を、汚水再生、海水淡水化や雨水を漏らさず貯水するイ

ンフラの構築、貯水池の拡充などで原水の自給率を着実に高めているシンガポール。自らの経験とノウハウを使った水ビジネスをアセアン、中国、中東にまで広げ、「水ビジネスのシンガポール」の定評を得ています。水ビジネスを考えるには最適のプラットフォームです。次の水週間は2年後。ぜひまた多くの広島県企業に、ビジネスチャンスを見つけに参加していただければと思います。

第17回中国（重慶）国際投資及び全世界購入大会 重慶 ビジネスサポーター 吉川 孝子

2014年5月15日～18日、第17回中国（重慶）国際投資及び全世界購入大会（以下は渝洽会と略称する）が重慶国際博覧センターで開催された。

46カ国（地区）から約1,600社の多国籍企業、6,500社の企業（機構）が「渝洽会」に参加した。その中で、世界TOP500企業から112社、中国大手国営企業42社が出展した。今年の渝洽会は「内陸開放、グローバル合作」をテーマとして、「重慶と連携して未来へ進む：中国内陸開放論壇」、「シルクロード経済地帯国際経済貿易合作論壇」、「2014中国（重慶）電子商務国際合作論壇」などのフォーラムが同時に開催され、その内容は金融、電子ビジネス、通用航空（General Aviation 民用航空機が公共航空運輸以外の民用空港活動を従事、工業、農業、林業、建築業など方面の飛行活動を含む）、民営経済などについて幅広いものであった。

市対外経済貿易委員会の主任、徐強氏によると、今年の渝洽会で契約締結および合意にいたった投資プロジェクトは、合計369件、約5,000億元以上を超えたという。内訳は契約締結したプロジェクトが181件、総契約金額は2,068.8億元、昨年同期比30.7%の増加しており、契約合意にいたったプロジェクトが188件、金額にして3,084.3億元となっている。

双方の投資内訳別に見ると、内資プロジェクトは284件、総投資金額は3,591.9億元；外資プロジェクトは52件、総投資金額は1,022.38億元；貿易契約は27件、成約額（出来高）は524.52億元；対外投資プロジェクトは6件、総投資金額は14.26億元である。主な投資出所元はイギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、シンガポール、香港、台湾などで、産業投資先業種別では製造業、ビジネス物流、

金融、観光及び創造産業などである。

近年、中国国内各省（区、市）の契約投資プロジェクトは263件、総投資金額が1,975億元に達し、渝洽会が周辺地域（各国）に対して強い影響を与えていることが伺える。



横から見るジェットブース全体イメージ図

また、「メイドイン重慶」が、今回の渝洽会で脚光を浴びた。重慶通航集団はEnstromから（アメリカのヘリコプター設計と生産企業である）480B型のヘリコプター20台を受発注した、総額は2.2億元である。長安汽車は、人と車がインタラクティブできる最新in Call 3.0システム搭載の睿骋車（長安汽車のセダンタイプ）を展示した。

日本の出展企業としては、北海道から鹿児島県の11自治体を始めとするタニタ、日立家用电器有限公司、パイロットコーポレーション、アルプス物流等の14企業が出展して賑わっていた。タニタの「人体脂肪測定機器」は体を構成する組成成分測定ができ、



タニタの「人体脂肪測定機」

健康管理に役立つと大変人気があった。渝洽会の 4 日間で 3,000 人ぐらいの重慶市民が、日本ブースに

来場し、タニタ体脂肪計に乗って実年齢と測定年齢に一喜一憂していた。

上海のライフスタイル

広島上海事務所長 西尾 麻里

今回は、日本貿易振興機構（JETRO）上海事務所が制作した『シャンハイスタイル』をご紹介しますと思います。

『シャンハイスタイル』とは、サービス産業の海外進出先として最も注目を集めている上海の消費者の生活スタイルやトレンドを伝えるもので、上海市の都市インフラと市民の衣食住、娯楽、暮らしなどを紹介しています。上海市への事業展開を検討されている日本企業の皆様に活用いただけるように作成されておりますので、少し中身をご紹介します。

ご存知の通り、上海市は近代アジアの国際都市として益々発展してきており、常住人口は遂に 2,400 万人を超えました。そのうちの 4 割を外来人口が占め、多様性のある大都市となっています。2013 年には、上海自由貿易試験区が設置され、外国投資に対するサービス産業の対外開放が始まり、最近ではソニーが合弁会社を設立するなど日系企業も参入し始めました。2015 年には、上海ディズニーランドがオープンする予定で、今後も世界をリードする国際都市として発展し続けていくと見られています。

『シャンハイスタイル』では、そんな上海市の概

況（面積、人口、物価、輸出入データ、GDP、外国投資データなど）から、主要商圈エリアの紹介に交通事情、エリア毎の不動産事情、上海市民 1 人当たりの一生に関係する様々な費用や教育事情などを紹介する“基本情報”から始まり、“衣食住”、“生活”、“ビジネス”と続きます。“ビジネス”の章では、上海で頑張る企業 4 社のインタビューを載せ、上海進出時の苦労話や成功の秘訣、今後の展望などを聞いています。さらには、「上海の将来」として、今後展開が予定されている商業施設などが紹介されています。それによると、2014 年下半年に「アピタ上海金虹橋店（仮称）」、2015 年に「上海新世界大丸百貨（仮称）」、2017 年には「ららぽーと上海金橋（仮称）」がオープン予定となっています。こういった情報は、特にサービス産業に携わる方々には興味深いものではないでしょうか。

また、上海以外にも、北京、香港、アモイ、広州、重慶、深圳、瀋陽など中国の各都市から、北米やヨーロッパ、東南アジア、中南米の「スタイル」もありますので、現地情報を入手するツールのひとつとして、一度ご覧になってみてください。

(参考 URL) シャンハイスタイル <http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/reports/07001644>
他地域の「スタイル」 <http://www.jetro.go.jp/industry/service/style/>

個人旅行の時代

大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

6 月に入り、雨が多くなったからなのか分かりませんが、毎日悩まされている大気空気汚染が収まりを見せ始め、気にならない日が増えてきました。ただ、屋外は日差しが強くて、出歩くのも大変で、野菜や日用品の購入、物の引渡し、食事の買い出し（宅配サービスの有無に関わらず）を「代り屋」（大連での新しい代行サービスで、中国人の性格に大変合っている）に任せる人が増えているニュースまで出ています。それでも、夏休みも近づき暑さに負けず旅行計画を立てている人も周りには多いようです。

情報網が発達している現在、個性の強い中国人にとっては、やはり団体旅行より個人旅行の方が似合います。中国国内旅行はもちろん、海外旅行もイン

ターネットや現地の旅行社または留学生などの中国人を通して自分独自の計画で進めています。海外に詳しい方は直接各種ホームページで事前予約しますが、言葉が通じない方でも「携程（飛行機切符、ホテルなどの予約ホームページ）」などを通じて、好きなホテルなどを予約できます。初始めていく国で、どこがいいかはっきりしない場合、観光日程も組み込んだ数日間の旅行パック商品をそのまま購入することもできます。例えば日本の場合、「東京・箱根 5 日間」や「沖縄親子 5 日間」などいろいろ選択肢があります。ただ、残念ながら広島に関連するコースはまだありません。

広島を含め、観光客がよく集まる東京、大阪、京都、箱根、沖縄、北海道など以外の日本国内地域の

観光情報がまだ少ないです。アメリカやタイ等の場合、現地の華僑を見つけて案内してもらうことも可能ですが、日本の場合、現地の情報もあまり見つからないです。一つ日本でガイドをやっている中国人のホームページはありますが、やはり紹介されているのは通常よく行かれている地域しかありません。その分、自分の地域のよさをPRするだけではなく、

日本のことはあまり詳しくない外国人でも、簡単に自分の地域にアクセスできるシステムを早めに作れる地域には、どんどん外国人観光客が集まるのではないのでしょうか。また、少なくとも中国人の観光客にとっては、買い物は観光の必須の行程であるため、日本でも人気があるアウトレットを、そのような地域に作れば、もっと魅力的になるでしょう。

クーデター宣言

先般、日本に帰国し、素晴らしい季節を満喫していましたところ、遂にクーデターが宣言されたとのニュースが飛び込んで来ました。今年は、3日間の広島訪問を実現し、バンコク～広島航空路線の実現に向けた支援も行おうと考えていただけに、大変残念な気持ちを感じました。

多くの方から「タイは大丈夫ですか？」と、懸念の質問を受け、「想定範囲内で、むしろ、遅きに失したと感じています。」と、お答えしました。多くの人々が支援したデモ騒動が半年間続きましたが、ついに終止符が打たれました。

一方、タクシン派による金権政治にも幕が下ろされた事になりました。タクシン派は金の力による低所得者層へのバラマキ政策で選挙に勝利、権力の座に就いてからは汚職や利権により巨額の富を享受し、大型公共事業を拡大することで更に富を得ようとしてきました。その結果、国の借金を増やし、そのツケを子孫に押し付けようとした事に、知識層が「もう忍耐の限界」と反発したことで今回の騒動は起こったのです。タイは自給自足を守り得る、世界でも稀な恵まれた国です。「なぜ、無理やり高度成長を求め、国の借金を増やす愚行を行うのか？」それを止めさせようとする事に多くの国民が賛同し、半年間もデモが続いたのだと思っています。今回の影響により、残念ではありますが、日本が期待していた新幹線の導入等も白紙になったと思います。タイの現状を考えると、時期尚早であり、これは正しい決断だと思います。

軍部は、まずは戒厳令を発令し、政権側、デモ側の双方を呼び出し何とか和解出来ないものかを模索しましたが失敗に終わりました。また、内閣の即時解散を求めましたが、これも断られ、やむなくクーデターを宣言しました。世論調査では、76%の人々がこれを支持、商工会議所、工業連盟等も歓迎の

バンコク ビジネスサポーター 富永 勇三

コメントを発表しました。

これに対し、米国は反民主主義と非難の声明を発表、日本も同様のコメントを流しましたが、タイ国民はこれに大いに反発しました。「現在の日本はバラマキ政治、国の借金の先送りを繰り返しているのに、誰も異議を唱えないのか。選挙をやれば、聞こえの良いバラマキ側が当然勝利する。それを何とか阻止しようとデモを繰り返し、ついに軍部も巻き込み、国の財政健全化を図ろうとしている事に内政干渉も甚だしい、自国の金融緩和政策をもっとまじめに考えるべきではないのか。」というのが、タイ側の反論です。

上述の新幹線のみならず、過去に承認された米の高値買入れ、治水事業の見直し等、多くの前政権の目玉政策が棚上げされました。また、人事でも、警察長官やタイ航空などの国営企業トップなど、親タクシンと見られる大物が続々とその任を解かれました。軍部のトップが国民和解を標榜しながら、かなり反タクシンの動きになっている事は気になるところで、今後、これ等に反発して、タクシン派の赤組が過激な行動に出ない事を念じています。

今回のクーデターで困った事は、ただ一つ、NHKが視聴出来ない事でしたが、これも今は正常に戻っています。今後の日程は、新年度予算が始まる10月1日までに暫定憲法を制定、新内閣の選出、来年の秋には総選挙を実施したい意向を表明しています。過熱気味であったバブル景気が冷却され低成長となりますが、人心は安定するでしょう。困るのは観光関連産業で、飛行機のビジネスクラスは満席ながら、エコノミーはガラガラ、と大きな打撃を受けています。特に、高い賃料を払ってショッピングセンター内に店を構える零細企業等には、来年秋の総選挙までの厳しい2年間となりそうです。

今回はベトナム鉄鋼産業の現状及び課題についてご紹介します。

1990 年以前はベトナムの年間鉄鋼生産量がわずか 4 万～8 万トンだったため、ロシアや旧東欧諸国からの輸入に依存していました。1996 年以降は、日本をはじめオーストラリア、韓国及びシンガポールの鉄鋼会社進出により、国内生産量が 84 万トンに伸び、2002 年以降は国内の民間企業も積極的に製鉄業に参入し始めたため、ベトナムの鉄鋼生産量は飛躍的に上昇しました。現在、中小企業も含めて約 400 社が鋼材を製造、販売しています。

2013 年末現在の鉄鋼生産能力は、鉄鉱石を原料とした高炉による銑鉄の生産能力 382 万 9 千トン/年、鉄鋼スクラップを原料とした電炉によるピレット生産能力 1,179 万トン/年、建設用条鋼の生産能力 1,138 万トン/年、また鋼板の生産能力は、幅 1.5m 以上の鋼板 387 万トン/年、幅 1.5m 以下の鋼板 74 万 5 千トンとなりました。

2013 年の鉄鋼総生産量実績は 1,080 万トンとなり、前年比を 1.7% 上回り、また 2014 年及び 2015 年の国内鉄鋼生産量はそれぞれ 1,100 万トン及び 1,150 万トンで、横ばいになると予想されています。



ベトナム鉄鋼産業が抱える課題として、国内建設ブーム低迷による建設用条鋼の過剰供給が挙げら

れます。2013 年の建設用条鋼の国内消費量は約 500 万トン弱で、前年比で 9.4% 下回りました。国内の中小製鉄会社には、稼働率が半分に追い込まれるところもあり、それに加えて中国などから入ってきた条鋼との競合で経営が一層悪化しています。また、ASEAN 諸国が決めた CEPT/AFTA の関税撤廃スケジュールでは、2015 年よりベトナムが鋼材の輸入関税率を 0% に引き下げる事となっています。他方、ASEAN—中国を対象とする ACFTA の関税

引き下げスケジュールでは、2015 年よりベトナムが鋼材の輸入関税率を 15% に引き下げなければなりません（ただし、建設用条鋼は 2014 年より関税率を 15% に引き下げる事となっています）。貿易自由化の世界的な流れのなか、ベトナムの鉄鋼各社がいかに技術革新や生産のコストダウンを図り、競争力を高めるかが大きな課題です。

現在、建設用条鋼の輸入関税率は 12～13% ですが、例外措置として国内で生産できない合金鋼については関税率 0% が適用されています。そのため、中国企業はベトナムに輸出する建設用条鋼にホウ素を 0.0008% 含ませ、輸出品名を合金鋼に変更しベトナムの輸入関税率 0% を適用させ、輸入後、現地では建設鋼材として販売しています。このような中国企業の行為に対し、国内製鉄業者は政府に対しクレームを出し、管理強化を求める声が大きくなるという問題が発生してきました。今年の 6 月 1 日から、ベトナム商工業省の通達により輸入鋼材の品質検査が強化されました。目的は中国企業の不正を排除するための強化ですが、ベトナムで鋼材を輸入する企業は通関の際、品質合格証明書を提出しなければならなくなりました。しかし、品質合格証明書の発行基準が明確化されておらず、今後、鋼材の輸入通関業務で大幅な遅延が発生する可能性が高いと考えられています。輸入毎の検査ではなく、輸出元（鋼材メーカー側）での製品全体に対する、包括的事前検査の方法も商工省の通達のなかで言及していますが、具体的な進め方については、まだ発表しておらず、鋼材を輸入に依存している企業は政府のガイドライン発表を待っている状態です。

合金鋼等の高級鋼材については、ベトナムは輸入に強く依存しており、また、電気炉の原料となる鉄鋼スクラップも輸入に頼っています。付加価値の高い鉄鋼製品の国産化はベトナム製鉄業界の大きな課題となっています。

2011 年、2012 年及び 2013 年の鋼材輸入実績（単位：トン）

	2011 年	2012 年	2013 年
鋼材スクラップ	2,485,237	3,280,695	3,232,848
鋼材	7,391,248	7,602,706	9,448,817

台湾で会社設立するにはどうすれば良いか？と聞かれることがよくあります。

いくつかの条件と設立にあたっての準備事項を説明いたします。

まず条件の第1は資本金です。有限会社では50万円(約170万円)が最低資本金ですが株式会社では「開業に必要なと認められる基本的な金額」となっていますので、大きな額は不要です。但し外国人投資条例という法律がありますので、日本から現金を送金証明することが必要です。これも日本側の送金銀行と相談をすれば良く分かります。

業種についての条件は、公序良俗に反しない限り特に問われません。

発起人数ですが、個人で設立する場合、有限会社では1人の発起人で可能ですが、株式会社では2人以上が必要です。但し法人設立の場合は1社で申請可能です。

設立申請するにあたっての準備事項ですが、次のようなものが必要になります。

1. 会社名の用意

日本語の社名をそのまま漢字表記で申請することも可能ですが、それ以外に「台湾」を付けたり「亜細亜」を付けるなど、同業種で既存の同名会社がないかチェックされるため、5種類は用意します。インターネットで関係官庁のサイトでチェックすることも可能です。申請登記の所管官庁は業種によって異なりますが、大部分は經濟部(経産

省に当る)です。他に薬品では衛生署、物流では交通部など所管が異なります。

2. 設立会社の所在地の選定

台湾のどこでも構いませんが、所在地が商業地区に指定されていることが必要です。住宅地区に指定されている場所は受け付けられません。

3. 営業項目

所管官庁に営業項目一覧表があり細かく分かれています。その中から選べます。

4. 資格証明書と委任状

会社設立する者が日本での資格証明する書類が必要です。

個人設立のとき、パスポートのコピーを日本に於ける台湾公館(文化経済代表処)に持参し、認証を受けてください。

法人設立の場合、各地法務局にて登記証明書(「履歴全部証明書」と言う)を入手し同じく台湾公館にて認証を受けてください。

委任状は台湾で設立申請手続きを他の人に委任する場合に必要です。委任する相手の名前や住所と共に、委任する旨を明記した委任状を作成し、台湾公館で認証を受けます。

5. 出資に関する事項

台湾での銀行印鑑製作と台湾側銀行口座開設のほか「外資資格声明書」への捺印などが必要です。日本側送金銀行と相談の上送金手続きが必要です。詳しくはお問い合わせ下さい。

2013年インド新会社法の概要について 第三回

チェンナイ ビジネスサポーター 田中 啓介

6月に入ってから南インド・チェンナイは暑さのピークを越えたようです。引き続き蒸し暑い日々が続いてはいますが、一方で、完熟を迎えたマンゴーを思う存分楽しめる最高の季節でもあります。さて、今回はインド新会社法の概要の第三回として「重要な管理職」や「監査人」に関する改正内容についてご紹介いたします。

■重要な管理職(Key managerial personnel)に関する変更(新会社法:第203条)

旧会社法において払込資本額が5,000万ルピー以上の公開会社にのみ義務付けられていた“重要な管

理職(Key managerial personnel)”の設置が、新会社法においては、上場会社及び払込資本額が1億ルピー以上の公開会社に対して適用されることとなりました。“重要な管理職”には、以下のような役職が該当します。

(1) 取締役社長(CEO: Chief Executive Officer)やMD: Managing Director) (2) 会社秘書役(CS: Company Secretary) (3) 財務最高責任者(CFO: Chief Financial Officer) (4) 常勤取締役(Whole-time Director) (5) 支配人(Manager) など

本規定内容から判断すると、いずれかの管理職を一人でも設置しさえすれば問題ない、というのが今のところ有力な見解になっています。ちなみに、旧会社法において義務付けられていた払込資本額が5,000万ルピー以上の全ての会社に対する常勤の会社秘書役の雇用については、新会社法においても上記「重要な管理職」の設置義務のある会社以外に対しては引き続き義務付けられることとなっており、また、払込資本額が5億ルピー以上、もしくは、売上高が25億ルピー以上の公開会社にはSecretarial Auditを義務付けられることになりました。(2014年4月1日付で施行済)

■監査人に関する変更(新会社法：第139条)

旧会社法においては、監査人のローテーションの義務に関する規定が存在していない中で、これまではインド勅許会計士協会が発表している倫理規範上

において、上場会社の場合には、監査人は7年でローテーション、その後、2年間のクーリングオフ期間が期待される旨の供述がありましたが、実務上、法的な強制力はありませんでした。しかしながら、2013年インド新会社法において、監査人のローテーションが義務付けられています。そして、監査人の任期も1年から5年に延長されています(任期中の解任は可能)。つまり、新会社法施行後に新規で監査人を選任する場合には、個人の監査人の場合には5年、監査法人の場合には10年の任期を終えた後、その後5年間は同じ会社において監査人となることはできない旨の規定が定められています。なお、旧会社法の下において過去に選任してきた監査人を、新会社法施行後に初めて開催される年次株主総会において引き続き選任する場合には、下記のスケジュールに従う必要がありますので注意が必要です。

- ※ A = 新会社法施行後初めての年次株主総会開催時における過去の同監査人の選任期間
- B = 同じ会社で監査人として再び選任され得る最大任期
- A+B = 同じ会社で監査人になれる合計最大任期

※	個人の監査人のケース				
A	5年(もしくはそれ以上)	4年	3年	2年	1年
B	3年	3年	3年	3年	4年
A+B	8年(もしくはそれ以上)	7年	6年	5年	5年

※	監査法人のケース									
A	10年(もしくはそれ以上)	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
B	3年	3年	3年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
A+B	13年(もしくはそれ以上)	12年	11年	10年						

ちなみに、任期中に解任する場合には、株主総会において特別決議(4分の3以上の賛成)が要求される点には注意が必要です。(旧会社法においては普通決議(過半数の賛成)が必要)。また、新会社法の下において、監査人は会社が一定の措置を取らない限り、原則株主総会への参加が強制されることとなりましたが、株主総会は初年度のみ最初の会計

年度末から9か月以内に行わなければならない(旧会社法下では会社設立後18か月以内)、また、開催場所も登録事務所の位置する市町村にて平日の9時から18時までに行わなければならないとしています(旧会社法下では株主全員の事前合意により場所・時間を自由に決定可)。(2014年4月1日付で施行済)

ベトナム M&A③「事業範囲」(5回シリーズ)

これまでお伝えしているように、2013年、ベトナム進出の日本企業は500件(新規許可ベース)と3年連続で過去最高の件数を更新中です。7月に開催されるMTAベトナム2014(ホーチミン市で開催されるベトナム最大級の総合工作機械見本市)

ホーチミン ビジネスサポーター 石川 幸

やカントー市との環境産業交流などを控え、広島県内企業からの問い合わせも増えて参りました。

5回連載ベトナム M&A の第3回は「事業範囲」です。

1. 外資参入障壁が残る

前回のレポートで触れた投資ライセンス証は、いわば、日本での「許認可証」という性質を有しています。日本と大きく異なる点は、事業会社を設立する前に、当局の事前承認が必要であるという点です。

2. 事業範囲の検討

(1) ローカル法人(ベトナム人 100%出資企業)と独資 100%の外資法人(外資系法人も含む)で何が一番異なるかと言えば、事業内容が「外資」に許容されているか否か、ということになります。

外資にとってひとつのベンチマークになるのが、WTO 参加国企業に対して解放されているロードマップであります。ここに明記されている事業内容は、無条件ではありませんが、外資に解放されている根拠になります。逆に記載されていないものは「グレー」です。日本人ビジネスパーソンにとって困るのは、この「グレー」なものについて、①可能性が十分にあるのか、②条件次第なのか、③困難なのか、④不可なのか、ということの判別がつかないこと(不明瞭さ)にあります。個々の事業毎に判別しなければなりませんので、いくつかの事業内容が外資にとって難しい場合には、それを外すことも検討しなければなりません。

(2) コンサルタントと言えることは、可能性を排除せずに、個々にヒアリングすることです。経験則的に、これは容易であるとか、これは難易度が高いということは言えますが、最後は個々に具体的に申請してみるしかない、と言えます。申請時に、「何をどうしたいのか」というシナリオを整えておくことは大事です。ベトナムという国は、常に例外も存在する国でもあります。

(3) いくつかのサンプルをあげてみると、次のとおりになります。個別、具体的な検討が必要になります。取り扱う製品・サービス(What)をどうするのか(How)を具体的に確認していきます。

- ① 簡単に独資100%ができる事例：製造企業(工業団地内の立地)、IT 開発、経営コンサルティング等
- ② 資料を整えて申請すれば独資100%ができる事例：輸出入や卸売などの貿易業
- ③ 外資参入障壁が細かく設定されている事例：物流業(一部)

業 務	CPCコード	事 項	外資参入障壁	備 考
通関業務	不明	通関申告、交換業務、書類作成	制限なし	2014 年から制限なし
荷役作業	745	税関持ち込み	制限なし	
荷役作業	742	入出庫	制限なし	
陸路運送	不明	混載便による輸送	不明	おそらく、7123(下記)に同じ
陸路運送サービス	7123	トラック・コンテナ輸送	外資 51%	運転手はベトナム人のみ
フォワーディング	7480	貨物の集荷サービス	不明	外資可能

※CPC コード：国連中央生産分類

3. M&A 基本合意だけで安心しないこと

ベトナム企業側は、ホームタウンなので外資規制の実態を知らないこともあります。あるいは、特有の気質かもしれませんが、細かいことや相手のことを気にしないベトナム人もいます。前述の事業範囲はローカル企業への規制と全く異なるので、外資としては事前によく確認する必要があります。ローカ

ル側との合意は有効に成立しても、当局に承認されず、その事業が営めないのであれば M&A として意味がないことにもなりかねません。

今回は、「不動産」が M&A にどう関係するのか、ご紹介します。

【PE 課税と短期滞在者の免税規定について】

＜回答者 公益財団法人ひろしま産業振興機構 上海事務所＞

Q

最近、上海にあった弊社の現地法人を撤退し、日本から出向させていた人員には出張ベースで中国の業務に関わってもらうことになりました。その際、日本のコンサル会社名義で借りたオフィスに勤務させようと思っています。この場合、PE 課税の対象になるのでしょうか。

A

■ PE（恒久的施設：Permanent Establishment）の定義

PE とは、「事業を行う一定の場所」と定義され、国際税務において事業所得の源泉を判断する概念です。

つまり、外国企業が中国国内に設立した、営業の全て、または一部を行う定着した場所を意味します。

一例として、日中租税条約第 5 条第 3 項には、「建築工事現場または建設、組立工事もしくは据付工事もしくはこれらに関連する監督活動は、6 ヶ月を超える期間存続する場合に限り「PE：恒久的施設」に認定する——という規定があります。

また、非居住者企業が従業員、またはその他の人員を通じて、中国国内で 1 つの事業または 2 つ以上の関係事業についてコンサルティング労務を提供する場合も、一定の期間を超えれば PE と認定されます。（日中税収協定では、12 ヶ月間に、連続または累計で 6 ヶ月を超える場合）。

すなわち、本件では、12 ヶ月の間に累計 6 ヶ月（183 日）を超えない範囲で、当該工事現場に日本から技術者が出張ベースで勤務していれば、PE 課税の認定となることはありません。

また、日本のコンサル会社を経由することによって、中国企業からの役務報酬として契約に含まれることがなく、中国企業が報酬を派遣技術者に支払う形とはなっていないため、この方面からも PE 課税の対象にはなりません。（中国側との契約に派遣技術者に対する中国企業からの役務報酬が含まれていれば PE 課税に認定されます）

■ 短期滞在者の免税規定

中国個人所得税法及び日中租税条約の規定により、下記 3 条件を全て満たす場合には中国での個人所得税は免除されます。

① 183 日基準

報酬の受領者が当該年を通じて合計 183 日を超えない期間、中国国内に滞在すること

➢ 滞在期間については、暦年で計算される為、年末（12 月末）をまたぎ、連続で 183 日を超えていても、年ごとに 183 日を超えない場合には、免除規定が適応されます。

➢ 当初は暦年で 183 日を超えない予定で中国に出張で来ていたものの、累計で超えてしまった場合には、その時点で税務登記が必要になり、当該年度の入国初日から課税の対象になるので、注意が必要です。

② 報酬の支払い者

報酬が中国の居住者でない雇用者、またはこれに代わるものから支払われるものであること

③ PE（恒久的施設）の負担の有無

報酬が中国国内に有する恒久的施設、または固定的施設によって負担されるものではないこと

＜補足＞『外国税額控除』

同一の所得に対する二重課税を排除する方法として、外国税額控除制度があります。中国個人所得税法第 7 条で「納税義務者が中国国外で取得した所得については、要納税額からすでに国外において納付した個人所得税を控除することが認められる。ただし、控除額は当該納税義務者の国外所得につき本法の定めに基づき計算した要納税額を超えてはならない」と定められています。したがって、183 日基準により中国での納税義務が発生した場合に、日本ですでに納付した税額を中国の所得税申告の際に控除することが、理論的には可能になります。しかし、実務的には中国で控除を受けることは容易でないため、183 日を超えないように管理する必要があります。

また、近年、当事者が会社総経理や事務所の所長などの高級管理職に就いていると 183 日基準は適応されなくなりましたので、注意が必要です。

本質問には、上海市での手続きを例に回答しております。各手順に関しては、中国の各地方政府により異なる場合がございますので、詳細は、専門家もしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

ハッピーからのお知らせ

参加者募集!

参加無料

(公財)ひろしま産業振興機構では、昨年度に引き続き、「中国ビジネスで課題を抱えている」「中国進出に向けて中国ビジネスを学びたい」などの悩みやご要望にお応えるため、当機構の広島上海事務所を10年以上にわたって運営している(株)チャイナワークが持つ知識やノウハウを、皆様へご提供させていただきます。

全4回シリーズで、それぞれ講演会と個別相談会をご用意しておりますので、皆様の解決したい課題、相談したい悩みなどに合わせてご参加いただければ幸いです。参加料は無料となっておりますので、ぜひお気軽にご参加ください。

転換期の中国で勝ち抜くための「中国ビジネスセミナー」

【講演会】

平成26年7月17日(木) 13:30 ~ 15:30

「日本の技術を 中国企業へ売る時代」

- 講師：(株)チャイナワーク
専務取締役 遠藤 誠 氏
- 場所：広島県民文化センター 5階
(広島市中区大手町1丁目5-3)
サテライトキャンパスひろしま
502 大講義室



【個別相談会】

平成26年7月17日(木)

① 15:40 ~ 16:25

② 16:30 ~ 17:15

■場所：広島県民文化センター

平成26年7月18日(金)

③ 9:20 ~ 10:05

④ 10:10 ~ 10:55

⑤ 11:00 ~ 11:45

■場所：(公財)ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

※ 詳細・申込方法等につきましては、同封の案内チラシをご覧ください。
(今回は、平成26年9月18日(木)・19日(金)を予定しております。)

募集中!

海外ビジネス支援セミナー『為替相場の見通しについて』

本セミナーは、米ドルなど主要通貨の最新の為替相場動向について専門家よりご講演いただきます。2014年後半以降の為替相場動向を知る上で多に参考となる内容となっておりますので、ご多用の中とは存じますが、是非ご参加ください。(詳細内容・申込先は同封チラシをご覧ください)

日時・場所

平成26年7月23日(水)「ひろしまハイビル21」

平成26年7月24日(木)「福山商工会議所」

13:30~15:30 (両日共)

講師

ドイツ証券株式会社 調査本部 債券調査部長 グローバル マクロ リサーチ
オフィサー チーフ為替ストラテジスト マネージングディレクター 田中 泰輔 氏

募集中!

海外取引セミナー&個別相談会 in 東広島

本セミナーは、これから海外取引を考えている事業者様を対象に、海外取引の形態や方法について、専門家による講演ならびに個別相談会を東広島にて実施いたします。ご多用の中とは存じますが、是非ご参加ください。(詳細内容・申込先は同封チラシをご覧ください)

日時・場所

平成26年7月29日(火)「東広島商工会議所会館」

【セミナー】13:30~15:20 【個別相談会】15:30~17:30

講演『~海外取引に興味はあるけど、どうしたらいいの...~「海外取引入門セミナー」

(独)中小企業基盤整備機構 販路支援部 プロジェクトマネージャー 南 勇 氏

個別相談会 1社30分(合計8コマ)

※アジア事情全般について、貿易実務全般についてご相談をお受けします。

プログラム